

よくある質問（沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金）

問1 宿泊事業者ですが、今回の台風で、宿泊者の満足度を高めるためには災害時に備えて非常用発電機の整備や非常用食料等の備蓄が重要であると感じました。このような取組も補助の対象となりますか。

- 本補助金は、コロナ感染症に加え、物価高騰等による影響を受け、観光事業者の受入体制が整っていない状況にあることから、観光事業者の受入体制の再構築等のための事業に要する経費に対し、補助金を交付することとしています
- 宿泊施設において、台風等の災害時に備えて**非常用発電機の整備**や**非常用食料等の備蓄**は、受入体制の整備になることから、補助対象となり得ます。

問2 求人のための就職フェアですが、出展料やこれに参加するための旅費は対象とのことですが、これに関連して作成したのぼりやチラシ、説明のための購入したタブレット等も補助の対象となりますか。

- 対象となり得ます。

問3 既に支払った人材確保のための経費、受入体制の改善のための経費も補助の対象となりますか。

- **令和4年10月1日以降に実施した経費であれば、補助金の交付決定前であっても、補助の対象**となり得ます。

問4 どのような経費が補助の対象となりますか。

- 喫緊の課題である人材確保、影響を受けた受入体制の改善、今後の観光需要に対応する前向き投資に対する経費が対象となります。
- 但し、事業の根幹を形成する直接的な経費（現従業員に対する賃上げなど）や受入体制の改善に直接関係しない経費（電気・ガス料金等の固定経費）は対象外です。

補助対象経費など、分からないことは事務局まで。申請サポートします。

お問い合わせ先。

沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業事務局
〒900-0023 那覇市久米2-4-16 大樹生命那覇ビル6階
TEL 098-880-6730